

昭和四十七年政府見解における「いわゆる集団的自衛権」との文言の意味に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月五日

小西洋之

参議院議長山崎正昭殿

昭和四十七年政府見解における「いわゆる集団的自衛権」との文言の意味に関する質問主意書

一 昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」との文書（昭和四十七年政府見解）における「いわゆる集団的自衛権」との三つの文言は、いずれも、昨年七月一日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」で安倍内閣が容認したいわゆる限定的な集団的自衛権を含むあらゆる集団的自衛権、すなわち、集団的自衛権の全体を意味するものと理解してよいか。

二 平成二十七年三月二十四日の参議院外交防衛委員会において、横畠内閣法制局長官は「他国に加えられた武力攻撃を実力をもつて阻止することを内容とする集団的自衛権、フルセットの集団的自衛権は、この四十七年見解の基本論理の下においては認められない」と答弁しているところであるが、前記一に言う「いわゆる集団的自衛権」と当該「フルセットの集団的自衛権」との関係について具体的に示されたい。

右質問する。

